

お詫びと訂正

この度は、『新・社会福祉士養成課程対応 障害者への支援と障害者自立支援制度』をお買い上げくださりまして、誠にありがとうございました。

恐れ入りますが、本書に誤りがありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、以下の通りご訂正くださいますようお願い申し上げます。

■修正箇所

	<該当箇所>	<正>
p.135 側注 * 9 自立支援 医療の実施主体	更生医療は市町村、育成医療と精神 通院医療は都道府県によって支給 認定が行われる。	更生医療と育成医療は市町村、精神通 院医療は都道府県によって支給認定が 行われる。 (育成医療の実施主体が、2013 [平成2 5] 年4月1日より、市町村に変更)